

令和 2 年度第 1 回臨時庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 4 月 27 日

担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2332〕

<b>① 件名</b>	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給等について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b>          新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療保険（以下「国民健康保険等」という。）において傷病手当金の支給を行った保険者に対し、全額財政支援を行うことを決定した。</p> <p><b>【目的】</b>          国民健康保険等に加入する被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図るもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b>          国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）          石巻市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 164 号）          高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）          宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 28 号）          石巻市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 6 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>令和 2 年 3 月 10 日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾」が決定</p> <p>同日 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について検討依頼</p> <p>2 月 4 日 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡において、都道府県を介し、各市町村への意向確認</p> <p>4 月 24 日 傷病手当金創設に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正通知（宮広給第 59 号）</p>
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>1 対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p> <p>2 支給要件 労務に服することが出来なくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することが出来ない期間</p> <p>3 支給額 直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 日数</p> <p>4 適用 令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日の間で療養のため労務に服することが出来ない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長 1 年 6 月まで）</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

国民健康保険等に加入する被用者が休みやすい環境が整備され、感染拡大の防止が図られる。

【市財政への負担】

国民健康保険傷病手当金支給見込額

一日当たり支給額※ A	支給対象者数 B	一人当たり支給日数 C	予算措置見込額 A×B×C
7,900円	68人	14日	7,521千円

※一日当たり支給額：平均給与収入日額（「国税庁民間給与実態統計調査」の事業所規模別調査、被用者1～4人を参考とし、年間稼働日数を260日として算出）の2/3

（財源）

国民健康保険傷病手当金の支給に係る財政支援予定：特別調整交付金10/10

※後期高齢者医療については、傷病手当金の支給に係る申請受付事務を行う。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う予定。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

石巻市国民健康保険条例の一部改正及び補正予算案並びに石巻市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、次回開催される市議会に提案

（両条例は公布の日から施行、令和2年1月1日遡及適用）

あわせて、石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正を行う。

⑨ その他